

青梅大祭ホームページ広告掲載取扱要綱

1. 目的

この要綱は、青梅大祭(以下、「大祭」という)のホームページの活力ある運営をするため広告掲載についての取扱基準を定め、それに伴い自主財源の確保を目的とする。

2. 掲載できる広告の範囲

掲載できる広告は、次の各号に該当しないものとする。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に該当するもの
- ② 政治活動、宗教活動、意見広告および個人の宣伝にかかるもの
- ③ 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのあるもの
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までの規定する暴力団等の利益につながるもの
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、青梅大祭実行委員会会長（以下「会長」という）が掲載する広告として適当でないと認めるもの

3. 掲載希望者の募集

広告掲載の募集については、ホームページにて行い、申し込みページ内に設置した掲載希望入力フォームで行う。

掲載希望者は申し込みフォームに必要事項を記入し、広告原稿のサンプルを添付する。

4. 掲載希望者の審査及び決定

掲載希望者の審査は、青梅大祭実行委員会（以下、「委員会」という）が行い、最終的な決定は会長が行う。

掲載の可否が決定したら速やかに掲載希望者に知らせ、掲載可能な場合(以下「広告主」という)は次項に定める掲載料を支払う。

掲載契約期間は 1 年間とし、1 年分の掲載料を支払う。

掲載料の受領をもって正式な契約成立とする。

5. 広告掲載の掲載位置、規格および掲載料

広告のサイズ、掲載位置、規格及び掲載料については以下の通りとする。

	規格	掲載位置	掲載料
A タイプ	750px×150px	ページ上段付近	¥10,000/月
B タイプ	300px×70px	ページ中段付近	¥4,000/月
C タイプ	180px×70px	ページ下段付近	¥3,500/月

6. 広告掲載期間の定義

広告の掲載期間は1年間とする。

掲載期間の基準となる開始日は、掲載料の受領及び掲載広告を受領後、ホームページに掲載された日とする。

7. 広告掲載の取り消し及び中止

次のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消しまたは中止することができる。

- ① 広告主が申し込みに際して虚偽があった場合
- ② 第2項各号のいずれかに該当することとなったとき
- ③ その他会長が特に必要があると認めるとき。

8. 広告掲載料の還付

掲載料の還付は行わない。

但し、広告主の責に帰さない事由により、ホームページ上に広告が掲載できなかったときは、掲載料の一部または全部を還付することができる。

9. 広告主の責任

広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

10. 損害賠償

広告主は、広告の掲載に当たり、委員会に対して不利益または損害を与えた場合、委員会は広告主に対して損害賠償の請求を行い、それを支払わなければならない。

11. 委任

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

12. 施行期日

この要綱は、平成 27 年 12 月 23 日から施行する。